1. 都市計画区域の名称

白山都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

(新たに都市計画区域に含める土地の区域)

石川県白山市横江町の一部、番匠町の一部

(都市計画区域から除外される土地の区域)

石川県野々市市徳用町の一部、郷町の一部

3. 変更の理由

白山市及び野々市市の行政界は、郷用水付近において用水整備前の行政界のままであり、 用水整備後の用水区域と整合がとれていない状態であった。

今回、白山都市計画区域に隣接して施行されている金沢都市計画事業野々市市北西部土地区画整理事業の施行にあたり、現況用水区域と行政界の不整合を解消するため、平成25年4月22日付け官報登載の総務省告示第193号により、平成25年6月1日から野々市市と白山市との行政界が変更された。これにより、今後も一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図るべき白山都市計画区域の境界を、従前通り野々市市と白山市の行政界とするため、変更された行政界に合わせて白山都市計画区域を変更する。

(新旧対照表)

	変更前都市計画区域面積	新都市計画区域
都市計画区域		
名及び面積	白山都市計画区域 10,469ha	白山都市計画区域 10,469ha
(ha)		
144	最終指定日	拡大する区域 0.12ha
備考	白山都市計画区域 平成 24 年 6 月 5 日	削除する区域 0.12ha